

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年4月3日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
 なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	5号機	使用済燃料プール内の定例確認時、使用済燃料プールの底部で四角状のゴムらしき物品を確認した。当該物品を回収。【平成25年4月3日公表済み】 <a href="http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2013/pdf/25040301p.pdf">http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2013/pdf/25040301p.pdf</a>	G III 以下
2	その他	No. 2ガスタービン発電機車の点検時、制御用のバッテリー電圧低下を示す警報が発生していたことを確認した。当該バッテリーへ充電する配電線の点検停止によるものと判明。当該バッテリーを再充電し復旧済み。	G III 以下

3. G III グレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機(A)用電気チェーンブロックの点検時、チェーン収納袋の中に油溜まりを確認した。当該チェーンブロックを修理。	
2	3号機	タービン補機冷却海水系ポンプ(A)の点検時、分解部品の浸透探傷検査にて指示模様を確認した。当該部品を修理。	